

売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により  
執行裁判所が職権で変更したものである。

令和 7年(ケ)第 94号

## 期間入札の公告

令和 8年 4月 9日  
松山地方裁判所民事部  
裁判所書記官 千場 勇太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 8時30分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月18日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月29日 午前10時00分から 令和 8年 6月 1日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 9日から当庁民事書記官室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

- 4 所 在 今治市桜井団地一丁目  
地 番 24番8  
地 目 宅地  
地 積 194.16平方メートル
- 5 所 在 今治市桜井団地一丁目 24番地8  
家屋 番号 24番8  
種 類 店舗・居宅  
構 造 木造スレート葺平家建  
床 面 積 109.09平方メートル  
(現況)  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺・一部陸屋根平家建



## 物件明細書

令和 8年 1月 5日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 上 松 雄 喜

---

---

1 不動産の表示

【物件番号4, 5】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4, 5】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号4】

北東側隣地(地番24番1)との境界が不明確である。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 4 所 在 今治市桜井団地一丁目  
地 番 24番8  
地 目 宅地  
地 積 194.16平方メートル
- 5 所 在 今治市桜井団地一丁目 24番地8  
家屋 番号 24番8  
種 類 店舗・居宅  
構 造 木造スレート葺平家建  
床 面 積 109.09平方メートル  
(現況)  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺・一部陸屋根平家建



令和 7年(ケ)第 94号  
令和 7年11月12日受理  
令和 7年12月 5日提出  
(全2分冊中の2)

## 現況調査報告書 (物件4、5)

松山地方裁判所  
執行官 井 口 真 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| 4 | 所 在   | 今治市桜井団地一丁目       |
|   | 地 番   | 24番8             |
|   | 地 目   | 宅地               |
|   | 地 積   | 194.16平方メートル     |
| 5 | 所 在   | 今治市桜井団地一丁目 24番地8 |
|   | 家屋 番号 | 24番8             |
|   | 種 類   | 店舗・居宅            |
|   | 構 造   | 木造スレート葺平家建       |
|   | 床 面 積 | 109.09平方メートル     |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施（住居表示未実施地区）		
土地	物件4		
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件4） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件    ） <input type="checkbox"/> （物件    ）		
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>		
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が、物件4土地に下記物件5建物を所有し、物件4土地を占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件5		
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である。 <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input checked="" type="checkbox"/> 種類：居宅 <input checked="" type="checkbox"/> 構造：木造スレート葺・一部陸屋根平家建 <input type="checkbox"/> 床面積：		
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が、物件5建物を居宅（空き家）として、管理占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="margin-left: 20px;">地方裁判所</span> <span style="margin-left: 20px;">支部</span> <span style="margin-left: 20px;">令和</span> <span style="margin-left: 20px;">年（ ）</span> <span style="margin-left: 20px;">第</span> <span style="margin-left: 20px;">号</span> <span style="margin-left: 20px;">保管開始日</span> <span style="margin-left: 20px;">令和</span> <span style="margin-left: 20px;">年</span> <span style="margin-left: 20px;">月</span> <span style="margin-left: 20px;">日</span>		
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ <b>A</b> (債務者兼所有者)</p>	<p>1 私は本件物件の所有者です。</p> <p>2 本件土地の境界は明確だと思います。</p> <p>3 本件建物は、昭和43年頃に店舗兼居宅として新築し、店舗部分において亡母が薬局を営んでいました。 その後、昭和45年頃に店舗部分を居間や玄関に改築し、さらに車庫や浴室等を増築しました。 同建物は、平成15年頃まで亡母が住んでいましたが、転居後は空き家です。 なお、第三者との間に貸借関係等はありません。</p> <p>4 本件建物は老朽化しており、各所で雨漏りします。 また、トイレは汲み取りです。</p> <p>5 本件土地の端に「お地藏さん」を2体置いています。宗教的な意味はなく、亡父が石像を据えて、そのままにしています。</p> <p>6 本件売却時点の残置物については、すべて不要品として、処分していただいております。</p> <p>7 北東側お隣さんの<b>B</b>から、本件建物を取り壊した場合、同人方の建物(以下、「目的外建物」という。)に影響がある旨の話がありました。</p> <p>8 物件内で事件や事故等はありません。また、自然災害に見舞われたこともありません。</p>
<p>■ <b>B</b> (北東側隣地居住者)</p>	<p>1 私は、本件物件の北東側隣接地(地番:24番1)上の建物(以下、「目的外建物」という。)に住んでいます。登記簿上の所有名義は、亡父のままかもしれません。</p> <p>2 本件土地と24番1土地との境界は、両土地間のブロック塀の中心ですが、本件建物はその境界線を越境して建てられています。 また、道路側から見ると、本件建物と目的外建物は別々の建物ですが、外壁表面にコンクリートを上塗りしている(写真18番)ため、双方の建物の境が不明確になっています。 双方の建物の建築者は、私や<b>A</b>の各先代であり、建築当時、双方間で何らかの約束や金銭授受等の事実があった可能性があります。しかし、先代らが亡くなった現在、それら存否及び内容については不明です。</p> <p>3 さらに、本件建物を取り壊した場合、目的外建物が損傷するなど、影響がある可能性があります。 よって、本件物件につき、所有権の移転があり、本件建物を取り壊す場合、新所有者は事前に相談して欲しいと思います。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 3 枚目)

執行官の意見

1 本件受命物件の占有関係は、関係人らの陳述及び現況等から、2枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区分：市街化調整区域に位置している。

3【接道等】

物件4土地の南西方において、幅員約6.2mのアスファルト舗装市道（桜井団地三本松線・建築基準法42条1項1号道路・写真20番）に、

同土地の北西方において、幅員約4mのアスファルト舗装市道（桜井団地11号線・建築基準法42条1項1号道路扱い・写真21番）に、それぞれ接面している。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

(1) 物件4土地は、物件5建物の敷地として利用されている。

(2) 同土地の境界は、現況上、北東辺を除き、明らかである。

北東辺の境界については、「関係人の陳述等」欄に記載のとおり、北東側隣接地（地番：24番1）に住む■Bが、具体的な境界線を主張し、物件5建物が当該境界線を越境して建てられている（写真16番）旨及び同建物を取り壊した場合、目的外建物（家屋番号：24番地1）が損傷するなど影響がある可能性がある旨述べている。

法務局には、地積測量図が備え付けられており、それらに基づき復元は可能であると思われる。

なお、法務局には、上記地積測量図のほか、地図に準ずる図面及び建物図面が備え付けられている。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件5建物は、全体的に経年（登記記録上：昭和43年6月21日新築、昭和45年7月31日増築）劣化を認めた。

同建物の老朽化は著しく、各所で損傷及び雨漏り痕（写真6番）が散見された。

6【その他】

(1) さしかけが存するが、朽廃（写真12番）している。

(2) 物件4土地の南東端及び北東端に、関係人が述べた石像2体（前者につき、写真14番）が存する。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

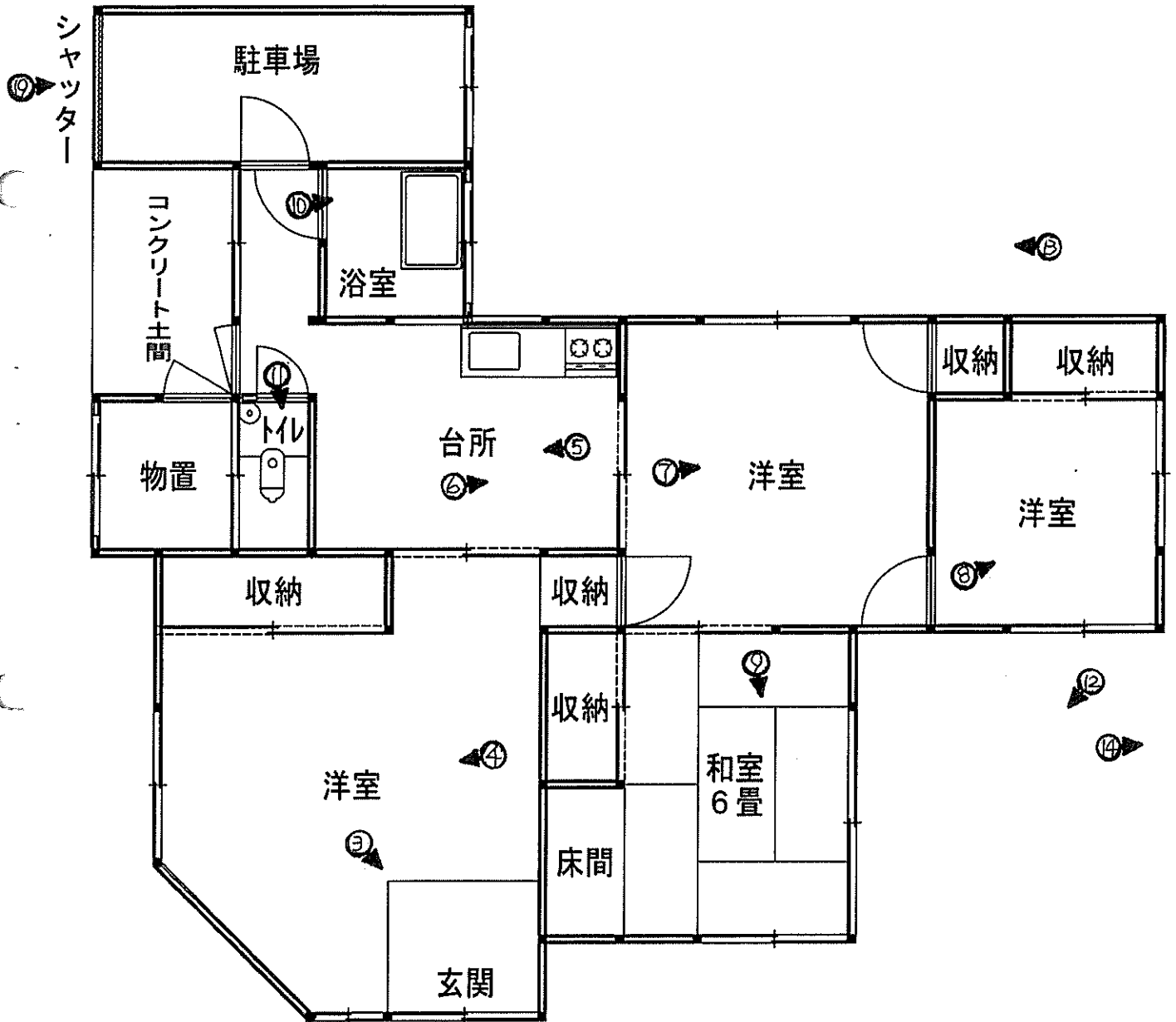
( 4 枚目)

調 査 の 経 過 (物件 1～5)		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 11 月 12 日 (水) 19:00-19:20	携帯電話 (全物件)	■ A から受電、電話聴き取り
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 11:40-12:10	松山地方法務局 今治支局 (全物件)	公簿公図等閲覧等調査
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 13:00-13:30	今治市役所 (全物件)	建物間取図等資料収集、公法上の規制等調査
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 13:50-14:20	物件所在地 (物件 1～3)	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 14:30-15:00	物件所在地 (物件 4、5)	物件確認、接道外観等調査、写真撮影及び隣接地居住者 ■ B と面談
令和 7 年 11 月 28 日 (金) 8:45-9:35	物件所在地 (物件 1～3)	立入調査、写真撮影、■ A と面談、評価人同行
令和 7 年 11 月 28 日 (金) 9:45-10:20	物件所在地 (物件 4、5)	立入調査、写真撮影、■ A と面談、評価人同行
令和 7 年 12 月 1 日 (月) 11:30-11:40	当庁 (電話) (物件 1～3)	今治市役所用地管理課担当者に対し、 水路上の占用使用許可に関する聴き取り調査
令和 7 年 12 月 1 日 (月) 13:30-14:00	松山地方法務局 (物件 4、5)	目的外建物に関する公簿公図等追加調査
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 5 枚目)



# 建物間取図



○は写真撮影方向及び番号を示す。

1



受命物件の状況

2



物件5建物

物件4土地

3



4



5



6



雨漏り痕の状況

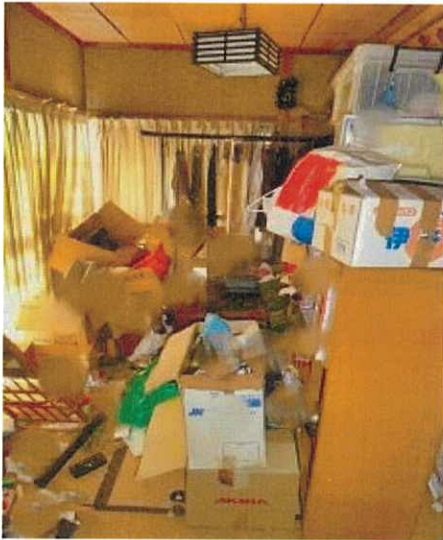
7



8



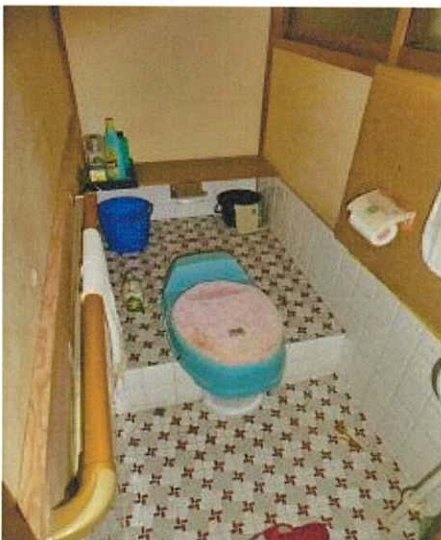
9



10



11



12

朽廃している さしかけ



13



物件4土地の状況

14



物件5建物

24-1の建物

15



L Pガス集中配管の状況

16



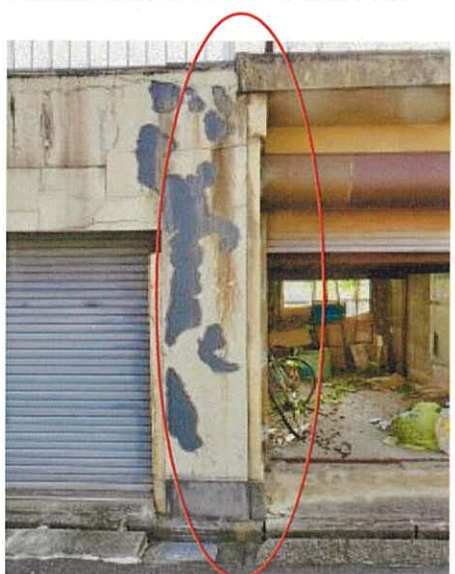
B主張の境界線（ブロック塀の中心）

17

24-1の建物 物件5建物



18



物件5建物と目的外建物との境付近の状況

19



駐車場の状況

20



市道  
接面道路（南西側）の状況

21



市道  
接面道路（北西側）の状況

令和 7 年 (ケ) 第 94 号  
物件4・5

令和 7 年 11 月 28 日 現地調査

令和 7 年 12 月 6 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

写

評価人 不動産鑑定士

渡辺正隆

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,250,000 円	
内 訳 価 格	
物件4(土地)	金 970,000 円
物件5(建物)	金 1,280,000 円

- 1 一括価格は、物件4、5の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件4の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
4	所在地 地番 地目 地積	今治市桜井団地一丁目 24番8 宅地 194.16㎡	ほぼ同左
5	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	今治市桜井団地一丁目24番地8 24番8 店舗・居宅 木造スレート葺平家建 109.09㎡	居宅 木造スレート葺・一部陸屋根平家建
番号	特記事項		
	特になし		

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等(物件4)

位置・交通	J R 予讃線「伊予富田」駅の南東方・道路距離約 1,600 m 最寄バス停「団地 2 丁目」の南東方・約 45 m (徒歩約 1 分) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	当該評価対象物件は、今治市役所の南南東方、直線距離にして約 4.8 km、今治市立桜井小学校の北西方、直線距離にして約 2.0 km 付近に位置している。昭和 42 年頃に公的組織によって開発された今治市内では規模の大きい戸建住宅団地内に存する。区画整然としているものの、古い住宅が多く、やや衰退傾向が見られる。市内中心部まで遠く、駅や小学校までもやや遠く生活上の利便性はやや劣る。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域 (都市計画法第 34 条第 11 号条例指定区域)
	用途地域	—
	建蔽率	70%
	容積率	200%
	防火規制	—
	その他の規制	※特記事項③参照
画地条件	地積：194.16 m <sup>2</sup> 形状：ほぼ正方形 (間口約 14.5 m、奥行約 13.6 m) 地勢：ほぼ平坦 地盤：普通	
接面道路の状況	方位：南西方 種別：市道：桜井団地三本松線 (建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路) 幅員：約 6.2 m 舗装：有 (アスファルト) 歩道：無 勾配：無 高低差：等高～0.4 m 高	北西方 市道：桜井団地 11 号線 (建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路扱い) 約 4.0 m 有 (アスファルト) 無 無 等高～0.2 m 高
土地の利用状況等	物件 5 建物の敷地として利用されている。(現況調査報告書の記載通り)	
供給処理施設	上水道：有 都市ガス：有 (四国ガス燃料(株)による LP ガス集中配管方式) 下水道：なし  (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	① 土壌汚染が懸念される履歴は特にない。 ② 埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ③ 本件土地は市街化調整区域に指定される以前の昭和 42 年頃、財団法人今治住宅協会によって開発された住宅団地の一画地である。	

2 建物の概況及び利用状況(物件5)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和43年6月21日新築 増築等年月日(登記記載) : 昭和45年7月31日増築 経過年数 : 57年 経済的残存耐用年数 : 0年
仕 様	構 造 : 木造スレート葺平家建 屋 根 : セメントスレート瓦葺・一部陸屋根 外 壁 : 堅羽目板張り・モルタルリシン吹付等 内 壁 : じゅらく壁・プリント合板等 天 井 : 竿縁天井・敷目張り天井・吸音ボード天井等 床 : 畳・フローリング・カーペット等 設 備 : 電気設備・給排水設備・衛生設備等 そ の 他 : 上記の建物本体の一部と看做される付加物を含む。
床 面 積	109.09㎡
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 現況調査報告書の記載通り
品 等	劣る
保守管理の状態	かなり劣る(屋根・外壁・天井・内壁・床等に損傷が多く認められる。)
建物の利用状況	空家の状態であった。 (詳細は現況調査報告書参照)
特 記 事 項	①競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ②今治市役所建築住宅課で調査したところ、昭和43年1月27日付第1549号にて確認申請がなされ、昭和43年6月22日付第1481号にて完了検査済であった。 又、昭和44年3月26日付第1768号にて増築の建築確認申請がなされ、昭和45年8月27日第59号にて完了検査済であった。 ③本件建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定はできない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ④本件土地の北東側隣接地との境界はブロック塀の中心線との説明がなされており、本件建物の昭和45年7月の増築時にこの境界ブロック塀を外壁として利用しており、結果として増築部分の壁厚の半分程度が北東側隣接地にはみ出ている可能性が高いものと判断した。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件4)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
4	23,900	1.03	194.16	0.75	3,580,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 今治(県) - 36

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$23,100\text{円}/\text{m}^2 \times 99.5 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 96 = 23,900\text{円}/\text{m}^2$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 標準的である。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差 : 画地条件等を考慮した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態、建物の取り壊し費用等を考慮して減価率を判定した。

#### (2) 建物価格 (物件5 主である建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
5	151,000	109.09	0.010	160,000

ウ 現価率

- ・すでに経済的耐用年数は満了しているので、建物の状況、残存利用期間等を考慮して現価率を1.0%と査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3,580,000	0.55	法定地上権	1,970,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	3,580,000	-1,970,000	1.00	1.00	0.60	970,000
2	160,000	+1,970,000	1.00	1.00	0.60	1,280,000
一括価格(合計)						2,250,000

ウ 占有減価修正：修正の必要なし

エ 市場性修正：修正の必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査価格 今治(県)－36

所 在：今治市桜井団地2丁目5番9

価 格：23,100円/㎡

位 置：伊予富田駅の南東方道路距離約1,600mに位置する。

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：212㎡

供給処理施設：水道、ガス

接 面 街 路：北西側4.0m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化調整区域

(建蔽率70%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

### 2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件4 3,395,664円

物件5 904,061円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料

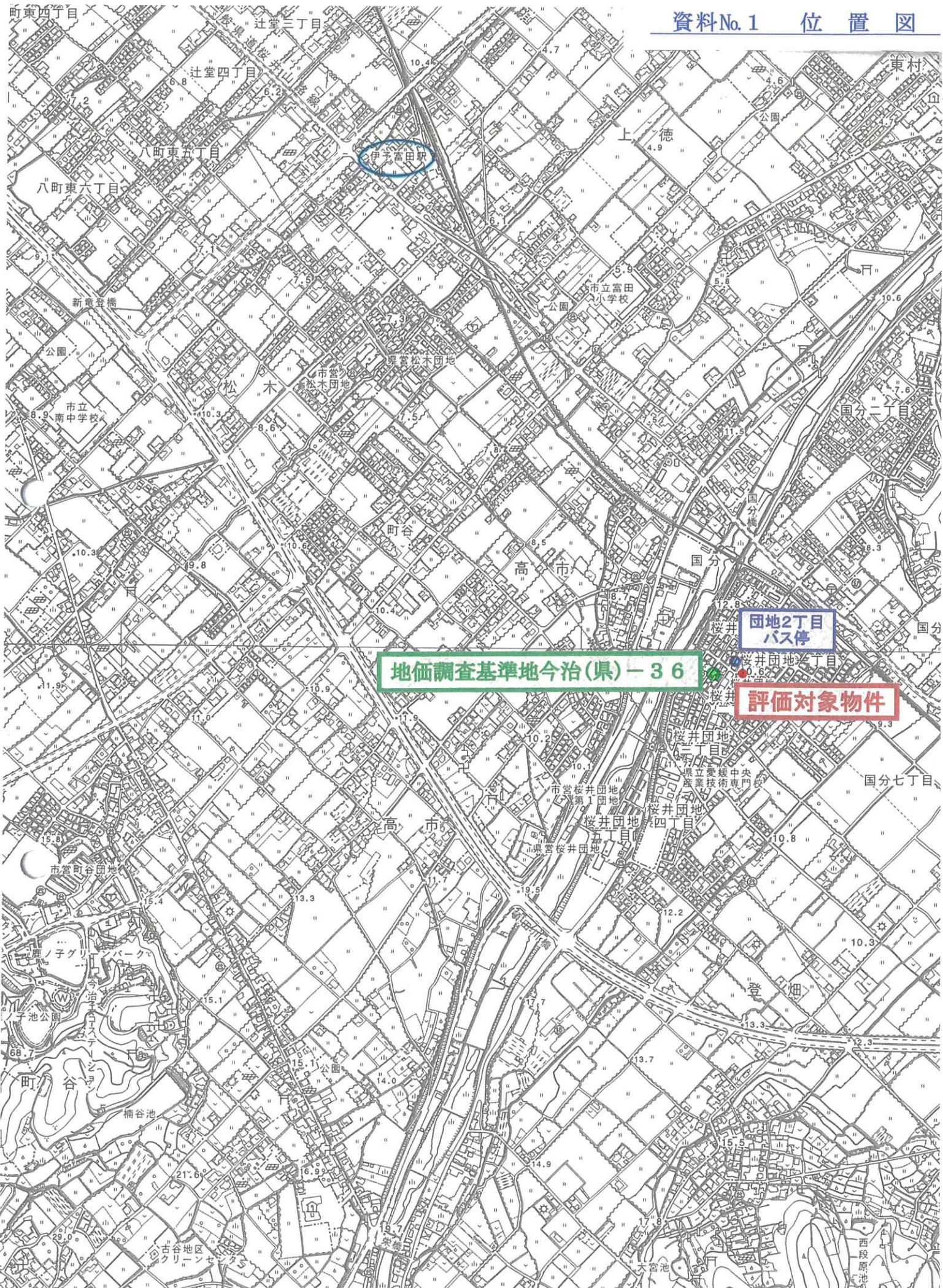
資料No. 1 位置図

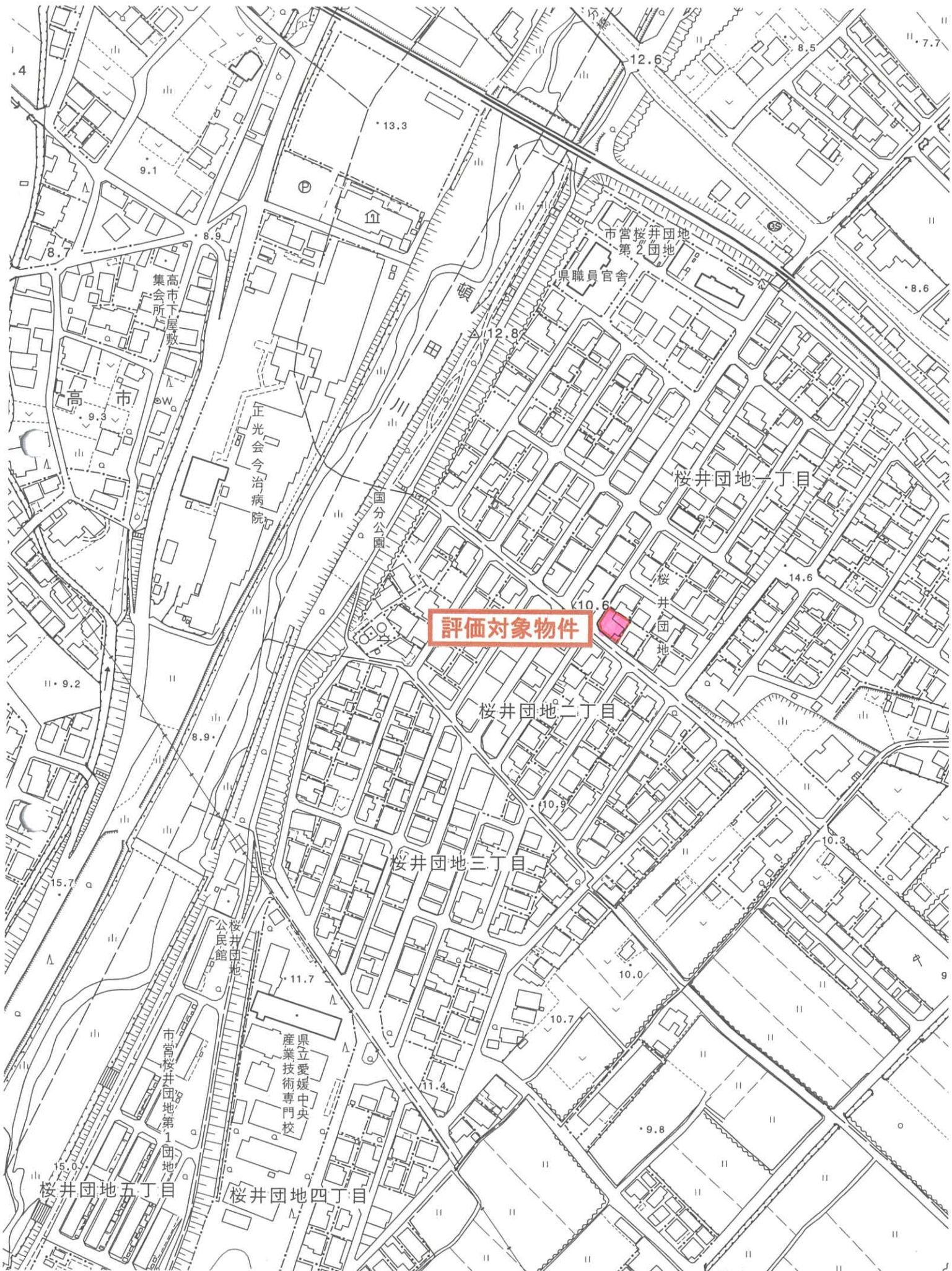
資料No. 2 公図写

資料No. 3 地積測量図写

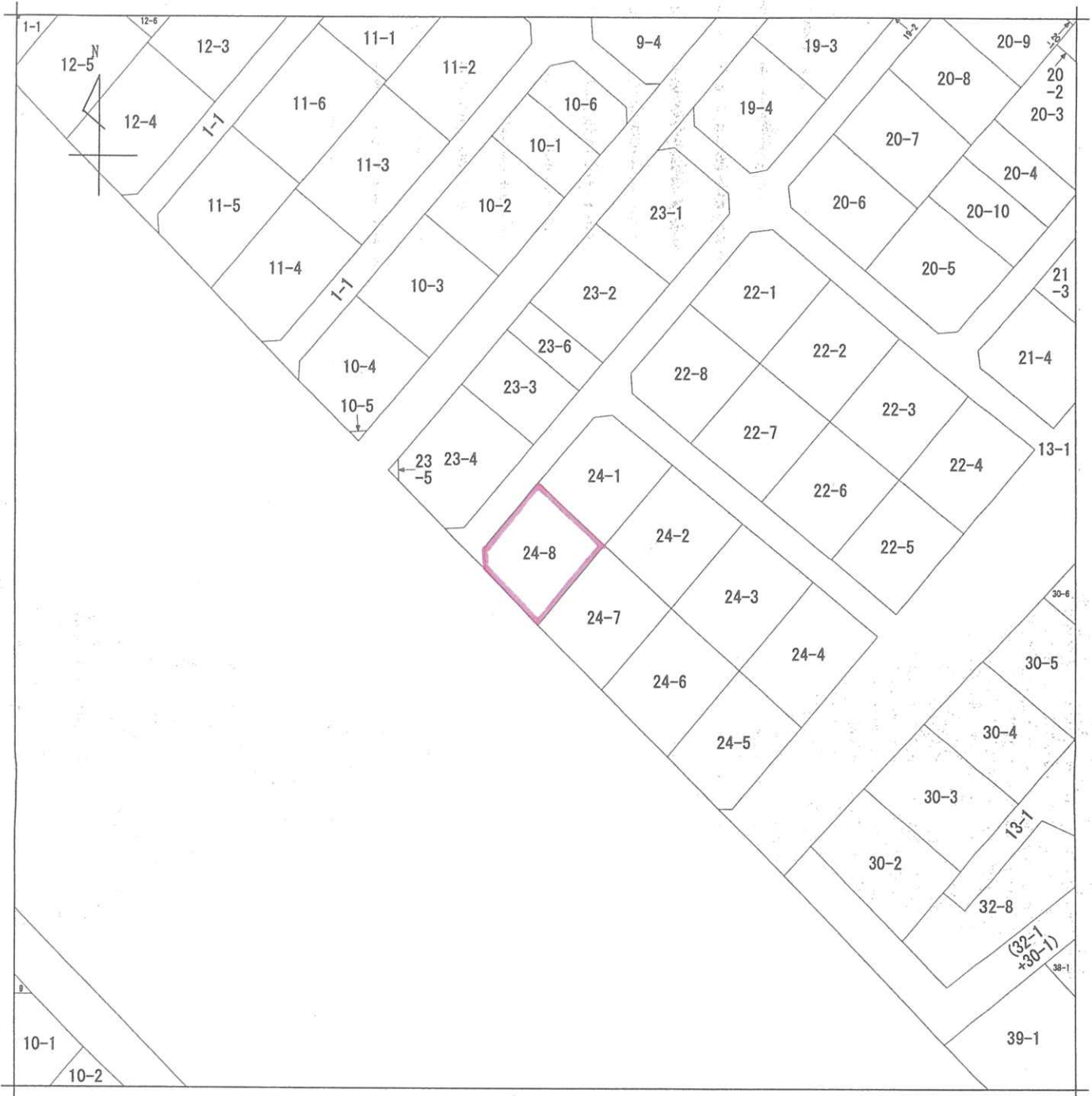
資料No. 4 建物図面、各階平面図写

以 上





4 6-8



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	今治市桜井団地一丁目			地番	24番8		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月13日  
松山地方務局今治支局  
登記官

請求番号：4-1  
(1/1)

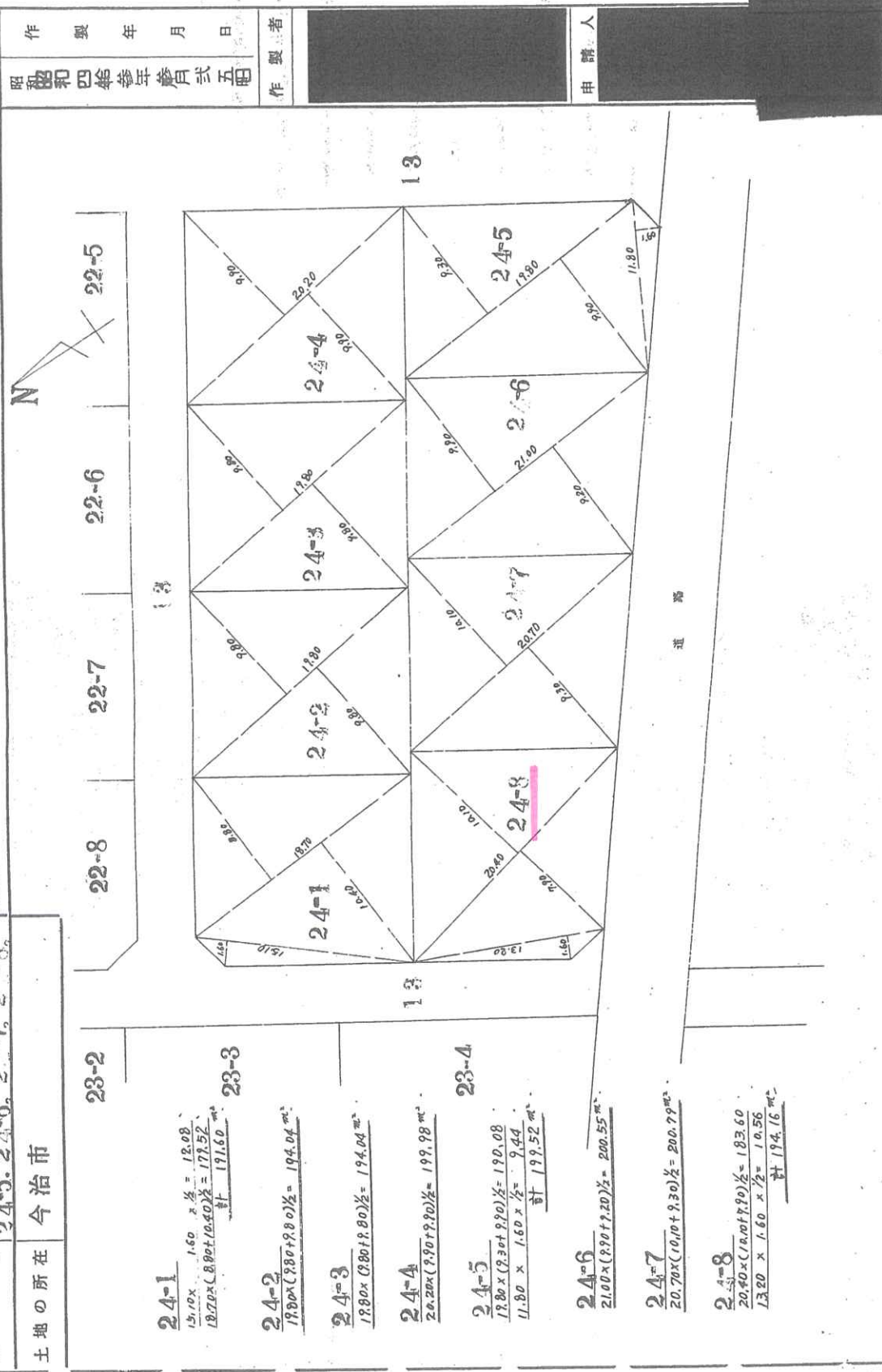
登記年月日：昭和43年4月2日

公用

④24 132340

地番	24-1.24-2.24-3.24-4.24-5.24-6.24-7.24-8.
土地の所在	今治市

地積測量図



作製年月日	昭和43年4月2日
作製者	松山和巴 参年 彦月 式五 船
申請人	[Redacted]

24-1	$\frac{15.10 \times 1.60 \times \frac{1}{2} = 12.08}{18.70 \times (1.80 + 1.40) \times \frac{1}{2} = 171.52}$ 計 171.60
24-2	$\frac{19.80 \times (2.80 + 2.00) \times \frac{1}{2} = 194.04}{19.80 \times (2.80 + 2.00) \times \frac{1}{2} = 194.04}$
24-3	$\frac{19.80 \times (2.80 + 2.00) \times \frac{1}{2} = 194.04}{19.80 \times (2.80 + 2.00) \times \frac{1}{2} = 194.04}$
24-4	$\frac{20.20 \times (2.90 + 2.90) \times \frac{1}{2} = 199.98}{19.80 \times (2.30 + 2.90) \times \frac{1}{2} = 190.08}$ $\frac{11.80 \times 1.60 \times \frac{1}{2} = 9.44}{計 199.52}$
24-5	$\frac{21.00 \times (2.90 + 2.20) \times \frac{1}{2} = 200.55}{20.70 \times (1.00 + 2.30) \times \frac{1}{2} = 200.79}$
24-6	$\frac{20.40 \times (1.40 + 1.90) \times \frac{1}{2} = 183.60}{13.20 \times 1.60 \times \frac{1}{2} = 10.56}$ 計 194.16

縮尺	1/300
----	-------

§43, 4-2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年11月13日 松山地方事務局今治支局

登記官

請求番号：4-2

A3版をA4版に縮小

